三原市農業委員会第９回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時　　令和８年９月25日（金）　午後２時00分
場所　　三原市役所３階　会議室304・会議室305・会議室306

2. 委員の出席状況

出席委員　農業委員18名　議席番号・氏名　次のとおり

１番	加藤　齊之	２番	河村　博	３番	－
４番	武郷　勝已	５番	阪井　瑞枝	６番	新庄　實雄
７番	久留本　忠美	８番	德川　教子	９番	生駒　健人
10番	有本　博文	11番	竹廣　愛	12番	花山　哲男
13番	佐々木　豊彦	14番	為清　敏治	15番	下久保　健次
16番	沖田　憲弘	17番	山本　明雄	18番	井長　哲
19番	津川　聡				

欠席委員

３番	奥野　悟

農地利用最適化推進委員の出席状況　議席番号・氏名　次のとおり

20番	奥田　高宏	21番	－	22番	宮崎　幸男
23番	池原　幸伸	24番	片田　好弘	25番	－
26番	田中　敦夫	27番	岡重　達也	28番	清田　武文
29番	迫畑　博章	30番	土谷　由美子	31番	井上　英昭
32番	貞元　義已	33番	山口　剛司	34番	髙下　義彦
35番	廉　賢治	36番	中通　光里	37番	－
38番	－				

欠席委員

21番	東　久喜	25番	福竹　順二	37番	松廣　真治
38番	向井　浩司				

3. 議事録署名人

４番	武郷　勝已	16番	沖田　憲弘

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長　岡　泰彦　　係長　山崎　雅樹　　主任　関友　健介
農林水産課　主任　森政　航太　　主任　大西　佐智恵

5. 審議事項

第49号議案　農地法第３条の規定による許可申請について
第50号議案　農地法第４条の規定による許可申請について
第51号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
第52号議案　非農地証明申請について
第53号議案　農地移動適正化あっせん申出について
第54号議案　農用地利用集積等促進計画案について
第55号議案　三原農業振興地域整備計画の変更について

6. 報告協議事項

1.　農地法関係諸証明事務等について
2.　その他

7. 議事の内容

開会　午後２時00分

－議長開会挨拶－

議　長　　本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第9回総会は成立しております。
なお、本日3番　奥野委員より欠席の旨、通告がありましたので報告いたします。
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、4番　武郷委員、16番　沖田委員を指名します。

議　長　　これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。
議事日程は、日程第1を第49号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第54号議案から日程第7第55号議案を先に審議します。議案書をご覧ください。

議　長　　日程第6　第54号議案を上程します。
農用地利用集積等促進計画案について、三原市長からの諮問です。
第54号議案に係る、資料54の第1番から第181番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により4回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局　　それでは議案書11ページをご覧ください。第54号議案農用地利用集積等促進計画案について説明します。
この促進計画案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定をおこなうため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求めるものです。
今回、農地中間管理機構を通して利用権を設定する農用地は、議案書中段の地域別面積集計とおりで、全体で合計181筆、面積295,666㎡が提出されています。
全体説明は以上です。

議　長　　これからは、個別に審議します。
はじめに、資料54の第7番から第14番を審議しますので、○○番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議　長　　担当者の説明を求めます。

事務局　　資料54の1ページをご覧ください。
第7番から第14番までは、沼田東町七宝○○外7筆　面積19,925㎡について、農事組合法人○○を借り手として促進計画案を作成するものです。
農事組合法人○○にかかる説明は以上です。

議　長　　担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
○○番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議　長　　続いて、資料54の第18番から第19番を審議しますので、○○番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議　長　　担当者の説明を求めます。

事務局　　資料 54 の 1 ページをご覧ください。
第 18 番から第 19 番までは、高坂町許山〇〇外 1 筆　面積 2,208 ㎡について、有限会社〇〇を借り手として促進計画案を作成するものです。
有限会社〇〇にかかる説明は以上です。

議　長　　担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議　長　　続いて、資料 54 の第 36 番から第 43 番を審議します。こちらは私の関係の議事になりますので、退席いたします。この間、副会長が議長の職務を代理します。

・・・会長退席、議長交代・・・

副会長　　本件につきまして、会長に代わり議長を務めさせていただきます。
それでは、担当者の説明を求めます。

事務局　　資料 54 の 2 ページをご覧ください。
第 36 番から第 43 番までは、久井町下津〇〇外 7 筆　面積 12,395 ㎡について、農事組合法人〇〇を借り手として促進計画案を作成するものです。
農事組合法人〇〇にかかる説明は以上です。

副会長　　担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

副会長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

副会長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
会長は、入室してください。
ここで、会長と議長を交代します。

・・・会長入室、議長交代・・・

議　長　　続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、残りの案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局　　資料 54 の 1 ページから 9 ページまでをご覧ください。
先程審議いただいた番号を除く案件について説明します。
三原地域から長谷 4 丁目〇〇外 10 筆　面積 14,673 ㎡、

本郷地域から本郷町船木〇〇外 7 筆　面積 9,860 ㎡、
久井地域から久井町吉田〇〇外 46 筆　面積 63,276 ㎡、
大和地域から大和町上徳良〇〇外 96 筆　面積 173,329 ㎡、
合計 163 筆　261,138 ㎡について促進計画案を作成するものです。
なお、農地の貸手、借手、設定する利用権の内容については、資料 54 に記載の通りです。
以上で農用地利用集積等促進計画の案について説明を終わります。

議　長　　担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、第 54 号議案は全て原案のとおり承認されました。

議　長　　次に、日程第 7　第 55 号議案を上程します。
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長からの諮問です。
本議案も「議事参与の制限」の規定により 2 回に分けて審議します。
最初に議案の概要について説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局　　議案書 12 ページをお開きください。第 55 号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明いたします。
この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項において準用する同条第１項の規定により、令和 8 年 9 月 14 日付け文書番号三農水第 961-2 号にて意見を求めるものです。
先日議案書とともに送付いたしました「資料 55」をご覧ください。
1 ページには、三原農業振興地域整備計画変更の概要を記載しています。今回は、通例の農用地区域除外申出、非農地通知、非農地証明、農用地区域用途区分変更申出による変更と同時に、令和７年度に実施した基礎調査の結果をもとに、変更を行います。また、分合筆や地籍調査結果等による地番変更や面積変更も計画書に反映します。
概要についての説明は以上です。

議　長　　これからは、個別に審議します。
はじめに、資料 55 の農用地区域 用途区分変更の第 27 番から第 29 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議　長　　担当者の説明を求めます。

事務局　　資料 55 の 12 ページをご覧ください。用途区分変更のうち、27 番から 29 番までは、沼田東町七宝〇〇の一部外 4 筆　合計面積 2,331.83 ㎡について、農事組合法人〇〇が農業用施設用地として利用するため用途区分変更を行うものです。
農事組合法人〇〇にかかる説明は以上です。

議　長　　担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議　長　　続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、残りの案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局　　資料 55 の 2 ページをご覧ください。
基礎調査に係る変更面積です。
基礎調査による変更前の農用地区域面積は合計 4,415.12ha ですが、変更後の農用地区域面積は合計 4,408.53ha であり、6.59ha の減となっております。これは、混牧林地 4.0ha を 0ha にすること及び地籍調査等での農地面積の減少によるものです。
続いて 3 ページから 12 ページをご覧ください。
先程審議いただいた 27 番から 29 番を除く案件について説明します。
除外については、農用地区域除外申出によるもの 24 件、面積 34,717.50 ㎡、
農業委員会から行われた非農地証明によるもの 1 件、面積 5,843.00 ㎡、
非農地通知によるもの 1 件、面積 76,927.74 ㎡、合計 26 件、117,488.24 ㎡を記載しております。
また、農用地区域用途区分変更申出によるものは、先程審議いただいた番号を除いて 2 件、面積 735 ㎡です。
地域別では、除外申出によるものが、三原地域で 3 件、2,828 ㎡、本郷地域で 11 件、11,451.50 ㎡、久井地域で 2 件、2,161 ㎡, 大和地域で 8 件、18,277 ㎡、
非農地証明及び非農地通知によるものが、三原地域で 43,138.16 ㎡、本郷地域で 24,253.58 ㎡、久井地域で 1,883 ㎡、大和地域で 13,496 ㎡です。
用途区分変更申出によるものは、大和地域で 2 件、735 ㎡です。
なお、除外申出によるもののうち、1 番、2 番、5 番は第 1 種農地に該当しています。
利用計画につきましては、1 番が住宅地、2 番が鉄塔用地、5 番が資材置場です。1 番及び 5 番は農地法施行規則第 33 条第 4 号に規定される集落接続の要件に該当し、第 1 種農地の不許可の例外規定に該当します。2 番は農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 4 項に規定される「農用地等とすることが適当ではない土地」に該当しています。また、許可不要案件である農地法施行規則第 53 条第 12 号に規定される農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に該当しています。
残る除外申出はすべて第 2 種農地です。
以上で、第 55 号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。

議　長　　担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、第 55 号議案は原案のとおり承認されました。

議　長　　ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした

議　長　　次に、日程第 1　第 49 号議案を上程します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 78 件から第 83 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書 1 ページをご覧ください。

第49号議案　農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
第78件は、三原市から、中之町9丁目の○○が、中之町9丁目○○　地目：田　11.00㎡について、市有財産を譲り受け、隣接する所有農地とともに一体的に耕作管理するものです。
第79件は、○○から、明神4丁目の○○が、明神2丁目○○　地目：畑　165.00㎡について、経営地に近く便利なことから、譲り受け耕作管理するものです。
第80件及び第81件はともに、譲渡人が申請地の登記名義人になっているが、実際に占有している譲受人に名義を変更するため、譲り渡す案件であり、併せて説明します。
第80件は、○○から、八幡町本庄の○○が、八幡町本庄○○　地目:田　300㎡について、
第81件は、○○から尾道市栗原町の○○が、八幡町本庄○○　地目:田　864㎡について、譲受人がそれぞれ申請地を占有しているが、登記名義が隣接農地と入れ替わった状態になっているため、交換して現状に合致させるものです。
第82件は、○○から、本郷南2丁目の○○が、本郷南２丁目○○　地目：田　650.00㎡について、経営地に隣接し、居住地からも近く便利なことから、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第83件は○○から、宮沖2丁目の○○が、大和町萩原○○　外14筆　地目:田13筆、畑2筆　合計8,173.00㎡について、隣接地の住宅に移住予定であり、合わせて農地を譲り受けて新規就農するものです。
なお、譲受人は外国籍ですが、在留資格は定住者であり、就労制限はありません。在留期間が耕作に必要な期間内に満了することもなく、期間満了後は更新見込であることも確認しています。また、共同経営者である妻についても、在留資格が定住者であり、期間満了後は更新見込であることを確認しています。
以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。
農地法第3条の許可申請についての説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

8番　　第83件について、譲受人が外国籍で、新規就農するという案件ですので、35番農地利用最適化推進委員、事務局とともに譲受人、譲受人の妻、譲渡人、譲渡人の妻及び許可申請の委任を受けた○○行政書士と現地で会い、話しを聞いて来ました。
譲受人は宮沖に居住し、現在リモートでＩＴコンサルタントの仕事をしています。三原市の空き家バンクで住宅を譲り受け、10月には引越し予定、大和町でも在宅で仕事ができ、短い期間の出張はあるものの、農作業に従事する時間を作りやすいということでした。
同じ外国籍の妻も農業したいという思いがあり、譲渡人の提案を受けるなどして作付けする作物を具体的に計画していました。
これまでは、譲渡人が広島市内から草刈りに帰っていたが、体力的に困難になってきており、後継ぎもいないことから、農地とともに農機具等も譲り、草刈りの指導もしている。納屋も見せてもらったが、刈払機が数機、自走式草刈り機、耕うん機、トラクター16馬力等、工具等も揃っており全て譲り渡すとのことでした。また、譲渡人は農地を譲った後も1年くらいは様子を見に来るという話をしていました。
これらの話の中で、申請地で農業を行いたいという強い意志も感じましたし、日本語も上手に話していたので、コミュニケーションも問題ないと感じました。
心配な事としては、家のすぐ裏手が山になっていることから、鳥獣被害や、用排水などの整備をしなおさないといけないだろうという話をしました。
今後は草刈りを行い農地の維持管理をしつつ、少しずつ作付面積を増やしていくことが確認されましたので農地法第3条の規定による農地取得については特段の問題はないと考えます。

議　長　　補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番　　第83件について、譲受人は外国から来られて、日本語も達者で、譲渡人から営農及び草刈りの指導も受けて新規就農するということですが、申請地は萩原地区のどのあたりに位置しているのかを教えてください。

事務局　　大和町萩原地区は、中央から北部は山林で、中央から南部に農地が広がっています。
申請地は大和町萩原地区の中央の西側に位置しており、萩原地区の中央から南部に広がる一団の農地の中からは外れた、農地の北側に位置し、申請地南側の東西に延びる道路からは傾斜

により一段、二段高い位置にある田畑です。
申請地の所在から、この農地法第3条許可によって譲受人が申請地を取得しても、地域の担い手への将来的な農地の集積を阻害するものではないことを確認しています。

議　長　　他に質疑は有りませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　他にありませんか。ないようなのでこれより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、第49号議案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議　長　　次に、日程第2　第50号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可申請について、第11件から第12件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書4ページをお開きください。
第50号議案　農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
第11件は、〇〇が、沼田西町惣定〇〇外1筆　地目：畑　合計535㎡について、庭敷に転用するものです。当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地を庭敷に転用していることから、始末書が提出されています。
第12件は、〇〇が、大和町篠〇〇　地目：畑　91㎡について、植栽帯に転用するものです。なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地を植栽帯に転用していることから、始末書が提出されています。
最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。
申請地の農地区分については、全て第2種農地です。
許可基準については、全件農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第4条第6項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
議　長

・・・「質疑なし」の声あり・・・

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
議　長　　本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。
議　長　　よって、第50号議案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

次に、日程第3　第51号議案を上程します。
議　長　　農地法第5条の規定による許可申請について、第89件から第111件を審議します。
事務局の説明を求めます。

議案書5ページから8ページをご覧ください。
事務局　　第51号議案　農地法第5条の規定による許可申請について説明します。
第89件及び第90件は譲渡人〇〇、譲受人〇〇の案件のため合わせて説明します。
第89件は、小坂町〇〇　地目：畑　434㎡について、使用貸借権を設定し、宅地に転用する

もので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。
第90件は、小坂町○○外1筆　地目：畑　合計242㎡の内111.06㎡について、使用貸借権を設定し、第89件の申請地への進入路に転用するものです。
第91件から第99件は、譲受人が株式会社○○で、賃借権を設定し、資材置場等に一時転用するもので、合わせて説明します。
第91件は、譲渡人○○、沼田2丁目○○　地目：田　355㎡について、内容は、倉庫1棟、仮設ﾄｲﾚ1基、発電機21㎡、作業ﾔｰﾄﾞ328.773㎡です。
第92件は、譲渡人○○、○○、○○、沼田2丁目○○の一部　地目：田　1,154㎡の内190㎡について、内容は、ｺﾝｸﾘｰﾄﾊﾟﾈﾙ10㎡、作業ﾔｰﾄﾞ180㎡です。
第93件は、譲渡人○○、沼田2丁目○○　地目：畑　568㎡について、内容は、休憩室1棟、倉庫1棟、仮設ﾄｲﾚ1基、作業ﾔｰﾄﾞ552.308㎡です。
第94件は、譲渡人○○、沼田2丁目○○　地目：田　511㎡について、内容は、倉庫1棟、仮設パイプ、型枠資材21㎡、作業ﾔｰﾄﾞ486.578㎡です。
第95件は、譲渡人○○、○○、○○、沼田2丁目○○　地目：田　645㎡について、内容は、ｺﾝｸﾘｰﾄﾊﾟﾈﾙ、ﾊﾟｲﾌﾟ10㎡、作業ﾔｰﾄﾞ635㎡です。
第96件は、譲渡人○○、沼田2丁目○○　地目：田　323㎡について、内容は、発電機21㎡、作業ﾔｰﾄﾞ302㎡です。
第97件は、譲渡人○○、沼田2丁目○○　地目：田　411㎡について、内容は、ﾊﾟｲﾌﾟ78㎡、表土66㎡、作業ﾔｰﾄﾞ267㎡です。
第98件は、譲渡人○○、沼田2丁目○○　地目：田　228㎡について、内容は、表土36㎡、作業ﾔｰﾄﾞ192㎡です。
第99件は、譲渡人○○、沼田2丁目○○の一部　地目：田　976㎡の内360㎡について、内容は、休憩室1棟、仮設ﾄｲﾚ1基、看板、型枠資材21㎡、作業ﾔｰﾄﾞ323.783㎡です。
なお、本案件は、県道の道路改良工事に伴う一時転用であり、一時転用期間は第91件及び第99件が、令和9年3月31日、第92件から第98件までが令和8年10月31日までです。第92件から第99件は、転用の許可を得ることなく、資材置場等として転用していることから、始末書が提出されています。
第100件から第103件は譲受人が○○株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用する同一案件であるため、合わせて説明します。
第100件は、譲渡人○○、沼田東町末広○○　地目：田　317㎡について、
第101件は、譲渡人○○、沼田東町末広○○外1筆　地目：田　合計465㎡について、
第102件は、譲渡人○○、沼田東町末広○○　地目：田　109㎡について、
第103件は、譲渡人○○、沼田東町末広○○　地目：田　138㎡について、太陽光パネルを設置するもので、内容は、太陽光パネル140枚、13棟、発電量49.5kW規模です。
第104件及び第105件は、譲受人が株式会社○○で、賃借権を設定し、事務所及び倉庫に転用する同一案件であるため、合わせて説明します。
第104件は、譲渡人○○、本郷町善入寺○○　地目：田　2,489㎡について、
第105件は、譲渡人○○、本郷町善入寺○○　地目：田　2,236㎡について、
事務所1棟、倉庫3棟を設置するものです。
第106件から第108件は譲受人が株式会社○○であるため、合わせて説明します。
第106件は、譲渡人○○、本郷町南方○○外3筆　地目：田　合計2,492㎡について、
第107件と第108件は同一案件で、
第107件は、譲渡人○○、本郷町南方○○　地目：田　776㎡について、
第108件は、譲渡人○○、本郷町南方○○　地目：田　215㎡について、
太陽光発電施設に転用するもので、パネル枚数、棟数及び発電量は、第106件が160枚、7棟、第107件及び第108件が160枚、6棟で、発電量は各件49.5kW規模です。
第109件は、○○から、株式会社○○が、本郷町南方○○　地目：田　1,166㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル160枚、8棟、発電量49.5kW規模です。
第110件は、○○から、○○自治会が、大和町大草○○　地目：畑　420㎡について、所有権の移転を受け、進入路、駐車場に転用するもので、内容は、進入路300㎡、駐車場8区画です。なお、本案件は、農振除外後に○○自治会担当者の認識誤りにより、転用の許可を得ることなく、進入路、駐車場として転用していることから、始末書が提出されています。
第111件は、○○から、株式会社○○が、大和町和木○○外1筆　地目：田　合計1,219㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル274枚、8棟、発電量49.5kW規模です。なお、本案件は、農振除外後に申請者が農地法第5条許可申請の手続きについて失念しており、転用の許可を得ることなく、太陽光発電施設として転用

していることから、始末書が提出されています。
最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。
農地区分については、全て第2種農地です。
許可基準については、第91件から第99件が、第2種農地の一時転用に係る許可基準、農地法第5条第2項第7号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき賃借権等の権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるとき」に該当します。
その他の案件については、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議　長　事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議　長　補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

18番　第91件から第99件について、始末書が提出されているとのことだが、現況を教えてほしい。

事務局　当該案件は県道の道路改良工事に伴う申請です。地区担当の農業委員が農地の巡回をした際に、申請地に表土等が置いてあり資材置場等として使われているという報告を事務局が受けました。
現地には工事に係る看板が設置されており、地区担当農業委員と連携して、事務局から工事を請け負っている株式会社〇〇へ連絡をして、一時転用であっても農地転用許可申請が必要であることを指導して、相続人等を整理していただき、許可申請合計9件が提出されました。また、工事を発注している広島県の担当者へも同様の指導をしています。

4番　株式会社〇〇は、2年前に沼田3丁目にポンプ場を設置した際にも、農地を工事現場事務所、資材置場などの用地として転用しており、一時転用許可申請と併せて始末書を提出しています。
当該案件に係る県の道路改良工事については、計画、申請の決定が遅く、それに伴い農地転用許可申請も遅れてしまったとのことでしたので、株式会社〇〇に対し、言い訳をせずに法律を遵守するよう指導をしました。
株式会社〇〇の担当者はこの指導を前向きに捉えて、全てを担当者でとりまとめて、今回農地一時転用許可申請合計9件を提出しました。また、この度一時転用許可申請が遅れたことは申し訳ない、今後同様のことを繰り返さないように、社内で周知及び指導していくとのことでしたので、当該案件を許可することについては、致し方ないと考えます。

議　長　工事事業者の中には、農地法の許可について認識が甘い事業者もいます。委員の皆様も、農地の違反転用などに遭遇した際には、事業者または行政にしっかりと情報を伝えていただくようよろしくお願いします。

4番　第104件、第105件について、賃借権を設定する期間は何年ですか。

事務局　事務所及び倉庫用地へに転用するために賃借権を設定する期間は20年です。

4番　賃借権を設定して農地転用する期間は、例えば5年間などでも許可は可能なのか。

事務局　許可できます。当該案件は、20年間賃借権を設定して、20年間の期間満了後の自動更新も考えているとのことです。

議　長　他にありませんか。ないようなのでこれより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。

議　長　　よって、第51号議案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決された議案のうち、転用面積が30アールを超える第104件及び第105件については、農地法第5条第3項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議　長　　異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議　長　　次に、日程第4　第52号議案を上程します。
非農地証明申請について、第27件から第29件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書9ページをご覧ください。
第52号議案　非農地証明申請について説明いたします。
第27件は、○○から、高坂町真良○○外3筆　地目：田　合計5,875.00㎡について、平成6年頃から耕作放棄し、現況：山林として申請されています。
第28件は、○○から、久井町泉○○　地目：田　124.00㎡について、昭和54年頃から駐車場として利用しており、現況：雑種地として申請されています。
第29件は、○○から、大和町萩原○○外2筆　地目：畑　合計489.00㎡について、平成20年頃から耕作放棄し、現況：山林として申請されています。
申請地の農地区分は、全て第2種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議　長　　補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、第52号議案は原案のとおり承認することに決しました。

議　長　　次に、日程第5　第53号議案を上程します。
農地移動 適正化 あっせん申出 について、第1件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書10ページをご覧ください。
第53号議案　農地移動適正化あっせん申出について説明します。
第1件は、広島市の○○が、沼田東町片島○○外2筆　地目：田　合計7,473㎡について、売買したいの旨あっせん申出があったものです。
三原市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づき、農用地区域内にある農用地等についてあっせんを行うこととなりますが、当該農地については、農用地区域内の農地であり、基準を満たしております。
また、あっせんを行うことが決定した際には、農業委員及び農地利用最適化推進委員からそれぞれあっせん委員を1名指名することとなっており、あっせん委員は沼田東町の調査区担当である15番委員、24番農地利用最適化推進委員にお願いしたいと考えております。
農地移動適正化あっせん申出についての説明は以上です。
事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。（他にありませんか。ないようなので）これより採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。
よって、第53号議案は原案のとおり承認することに決しました。

議　長　　以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局　　１　農地法関係諸証明事務等について
〇農地法第3条の3第1項(権利取得の届出)　5件
〇農地法第5条の規定による許可不要案件　2件
〇農地転用（農業用施設）届出受理　1件
〇農地法第3条に係る賃貸借契約の合意解約(18条6項)の通知　2件
〇農地改良届出受理　4件

事務局　　２　その他
〇今後の日程
令和8年第10回定例総会　10月23日（金）14時

議　長　　その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。

閉会　午後3時4分

令和8年10月23日

議　長（会長）

議事録署名者

同　　上